

平成 30 年 12 月 12 日
国 税 庁

「平成 30 年北海道胆振東部地震」に係る
国税の申告・納付等の期限延長措置の終了について

- 1 平成 30 年北海道胆振東部地震に伴い、国税通則法第 11 条及び同法施行令第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 10 月 17 日付国税庁告示(国税庁告示第 21 号)により、下記の指定地域について、9 月 6 日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

都道府県名	指 定 地 域
北海道	勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町

- 2 今般、これらの地域における被災後の状況や関係自治体の意向などを踏まえ、平成 30 年 12 月 12 日付国税庁告示により、これらの地域に国税の納税地を有する者に係る延長期日を平成 31 年 1 月 31 日とすることとしました。
- 3 この期日以降においても、平成 30 年北海道胆振東部地震による災害等により申告・納付等ができない方については、所轄の税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができますので、状況が落ち着きましたら、所轄の税務署へご相談いただきますようお願いいたします。